社会福祉法人開成町社会福祉協議会

# 福祉機器貸与事業　実施要領

（目　的）

第１条　この要領は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、日常生活を送ることに支障のある高齢者ならびに身体障がい者等の在宅生活を支援するために実施する『福祉機器貸与事業』について必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉機器の種類等）

第２条　貸与できる福祉機器の種類は、別表-1 のとおりとする。

（利用対象）

第３条　利用対象は、開成町在住の日常生活を送ることに支障のある在宅の高齢者ならびに身体障害者とする。但し、介護保険法（平成９年法律第 123 号）の給付サービス「福祉用具貸与」ならびに開成町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（以下「日常生活用具給付等実施要綱という。）に基づく給付の対象となる者を除くものとする。

２　前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合には利用対象とすることができる。

（1）介護保険法の給付サービス「福祉用具貸与」ならびに日常生活用具給付等実施要綱に基づき給付等の申請を行ない、給付されるまでに必要とする場合

（2）傷病等により、一時的に福祉機器の利用が必要とする場合

（3）その他、本会の会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合

（申し込み）

第４条　福祉機器の貸与を受けようとする者は、福祉機器貸与事業利用申込書（福祉機器第１号様式）を本会に提出しなければならない。

（利用の承認）

第５条　会長は、前条の申し込みがあった場合には、速やかに審査し、第３条の要件に該当すると認めたときは、これを承認のうえ貸与を行なうものとする。

２　承認の後、「利用許可・届出書」を福祉機器の貸与を受ける者（以下「利用者」という。）に発行する。

（利用義務）

第６条　利用者は、貸与を受けた福祉機器について、善良な管理を行なうとともに、承認を受けた利用目的以外の使用をしてはならない。

２　福祉機器の滅失・破損等が生じた場合は、直ちに会長に報告し、その指示に従うものとする。

３　福祉機器の滅失・破損等が、利用者の故意または過失により生じた場合は、修理・購入等に要する実費相当額を利用者は負担しなければならない。

（貸与期間）

第７条　福祉機器の貸与期間は、貸与の承認を受けた日より、当該年度の終了する日（３月 31 日）までとし、引き続き貸与を希望する利用者は、「利用申込書」により、更新手続きをすることができる。

１　貸与期間は機器の搬入および受け渡しから回収および返却時までとするが、本会都合により期間の変更があった場合にはその限りではない。

（利用料金）

第８条　福祉機器の貸与に伴う利用料金は、別表-1 のとおりとする。

２　利用料金は毎月末日を基準に算出し、翌月に利用者へ請求する。ただし、短期利用であらかじめ返却予定日が決まっている場合や、利用開始日が月末で、翌月以降も引き続き利用を希望される場合はこの限りではない。

３　利用料金の支払いは、現金または本会が指定する金融機関口座への振り込みにより行うものとする。

４　請求については、郵送での通知を基本とするが利用期間が短期なもの、利用者都合によるものに関しては電話や口頭での連絡とする。

（補償）

第９条　機器利用時に発生した事故や怪我については、保険の範囲内において補償するものとし、その他一切は本会の責任としない。

（管理義務）

第 10 条　会長は、福祉機器管理のため、老朽化・破損・不足が生じた場合は、補充・補修を速やかに行うものとする。但し、実施経費は予算の範囲内とする。

２　会長は、福祉機器（電動ベッド及びポータブルトイレ）の返却受取後、衛生管理のために所定の事業者へ機器の洗浄消毒を速やかに行うものとする。

３　会長は、２号に挙げる福祉機器以外の返還受取の際に、衛生管理のためにアルコール清拭消毒等を速やかに行うものとする。但し、衛生管理上、特殊技術の必要が生じた場合は、予算の範囲内で実施する。

（委　任）

第 11 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 18 年 11 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 25 年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年 12 月１日から施行する。

福祉機器貸与事業【別表-1】（第８条　利用料金）　　≪平成 28 年５月１日より適用≫

≪福祉機器≫

| 福祉機器等の名称 | 日　額 | | 月　額 | |
|---|---|---|---|---|
| | 料　金<br>（会員） | 料　金<br>（非会員） | 料　金<br>（会員） | 料　金<br>（非会員） |
| | ① | ② | ③<br>①×25 | ④<br>②×25 |
| 電動ベット（背上げ・膝上げ等）　（注） | 50 円 | 70 円 | 1,250 円 | 1,750 円 |
| 車イス | 20 円 | 30 円 | 500 円 | 750 円 |
| ポータブルトイレ | 20 円 | 30 円 | 500 円 | 750 円 |
| シャワーイス | 20 円 | 30 円 | 500 円 | 750 円 |

（注）ベッド貸与に伴うマットレスの貸与は行わない。

●非会員の場合は、会員（一般世帯会員・賛助会員）料金①の 125%で算出し、1 円単位を切り上げ②を設定する。

●福祉関係機関・団体等及び学校（保育園・幼稚園含む）が利用する場合、利用料金は免除する。

（福祉機器　第１号様式）

| 会　　長 | 事務局長 | 福祉企画部門 | 福祉サービス部門 | 主　　任 | 受付者 | 合　　議 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

# 福祉機器貸与事業　利用申込書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人開成町社会福祉協議会長　　様

住　所

申込者　氏　名

電　話

利用対象者との続柄

次のとおり福祉機器の利用申し込みいたします。

≪下記の太枠内のみご記入ください≫

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 利用対象者 | ふりがな<br>氏　　名 | | 性別 | 男・女 |
| | 住　　所 | 開成町　　（地区　　）電話 | | |
| | 生年月日 | 大・昭・平　　年　　月　　日生　（満　　歳） | | |
| | 会員種別 | □会員　　□非会員 | | |
| | 目　的 | □　傷病による日常的な利用　　□旅行・外出　　□通院・入退院<br>□　入院中の一時外泊<br>□その他（　　） | | |
| | 身障手帳 | □なし　　□あり（　　種　　級） | | |
| | 介護認定 | □申請していない　　□申請中　　□非該当<br>□該当→→→要支援　１・２　／　要介護　１・２・３・４・５ | | |
| 利用料請求先 | | □申込者へ請求<br>□利用者へ請求<br>□その他へ請求　　請求先：〒<br>氏名　　（利用者との続柄）<br>電話番号 | | |

| 利用内容 | 福祉機器名称 | 貸出日 | 貸出者 | 返却日 | 受取者 |
|---|---|---|---|---|---|
| | □ | 令和　年　月　日 | | 令和　年　月　日 | |
| | □ | 令和　年　月　日 | | 令和　年　月　日 | |
| | □ | 令和　年　月　日 | | 令和　年　月　日 | |